

民事調停委員の概要について

1. 趣旨・概要

裁判所における民事調停は、原則として、調停主任（裁判官）1人及び民事調停委員2名以上で組織される調停委員会で行われる。【民事調停法第5条及び第6条】

民事調停は単に法律的な判断だけではなく、道徳や情義の要求をも加味し、条理に基づいて具体的に妥当な解決を図る制度であることから、一般市民の良識を有する民事調停委員を参加させることとしている。【民事調停法逐条解説（最高裁判所事務総局）参照】

2. 職務・権限

(1) 調停委員会で行う調停に関与し、調停事件の処理に当たる。

(2) 裁判所の命を受けて、他の調停事件について以下のような事務を行う。【民事調停法第8条第1項、民事調停規則第12条の3第1項】

- ・ 専門的な知識経験に基づく意見を述べること
- ・ 他の裁判所の調停委員会から囑託を受けた事件について、関係人の意見の聴取を行うこと
- ・ 他の裁判所の調停委員会から囑託を受けた事件について、事実の調査を行うこと

3. 地位

非常勤の裁判所職員（特別職の国家公務員）である。【民事調停法第8条第2項、国家公務員法第2条第3項第13号】

4. 任免

(1) 任命要件

以下の①から③までを満たす者であること【民事調停委員及び家事調停委員規則第1条】

- ① 以下のいずれかを満たす者であること
 - ・ 弁護士となる資格を有する者
 - ・ 民事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者
 - ・ 社会生活の上で豊富な知識経験を有する者
- ② 人格識見の高い者であること
- ③ 年齢40歳以上70歳未満の者であること（特に必要がある場合においては、年齢40歳以上70歳未満の者であることを要しない。）

(2) 欠格事由

以下の①から⑦までのいずれかに該当する者は民事調停委員になることができない。【民事調停委員及び家事調停委員規則第2条】

- ① 禁錮以上の刑に処せられた者
- ② 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- ④ 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- ⑤ 医師として医師法第7条第2項の規定により免許を取り消され、再免許を受

けていない者

⑥ 公認会計士、税理士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として登録抹消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

⑦ 弁理士、建築士又は土地家屋調査士として業務禁止、免許取消し又は登録取消しの懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 任命手続

要件を満たす者の中から、最高裁判所が任命する。【民事調停委員及び家事調停委員規則第1条】

(4) 解任事由

ア 最高裁判所は、民事調停委員が(2)の①から⑦までのいずれかに該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。【民事調停委員及び家事調停委員規則第6条第1項】

イ 最高裁判所は、民事調停委員が以下の①又は②のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。【民事調停委員及び家事調停委員規則第6条第2項】

① 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

② 職務上の義務違反その他民事調停委員たるに適しない行為があると認められるとき。

5. 任期

2年【民事調停委員及び家事調停委員規則第3条】

6. 服務・義務

民事調停法に秘密の漏洩に関する罰則の定めがある。このほか、裁判所職員臨時措置法により、国家公務員法の規定で準用されるものがある。

(1) 評議の秘密を漏らす罪

民事調停委員又は民事調停委員であった者が、正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、10万円以下の罰金に処する。【民事調停法第37条】

(2) 人の秘密を漏らす罪

民事調停委員又は民事調停委員であった者が、正当な事由がなくその職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6か月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。【民事調停法第38条】

7. 担当調停委員の指定

調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。【民事調停法第7条第2項】

8. 人数

13,028人(平成13年10月1日現在)

[内訳は、別添1参照]

9. 民事調停制度の運用状況

[別添2参照]

○民事調停委員の内訳

表1 民事調停委員の年齢別員数

| 年 齢 別 | 40歳未満 | 40歳以上 50歳未満 | 50歳以上 60歳未満 | 60歳以上 70歳未満 | 70歳以上 | 計 |
|-------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 割合〔%〕 | 0.2 | 7.7 | 29.1 | 58.3 | 4.7 | 100.0 |

表2 民事調停委員の職業別員数

| 職 業 別 | 割 合〔%〕 |
|---------------------|--------|
| 弁護士 | 15.0 |
| 会社・団体の役員・理事 | 14.7 |
| 農林水産業 | 2.9 |
| 宗教家 | 2.9 |
| 会社員・団体の職員 | 2.7 |
| 医師 | 2.6 |
| 商業・製造業 | 2.2 |
| 大学教授等 | 1.1 |
| 公務員 | 1.0 |
| 不動産鑑定士・税理士・土地家屋調査士等 | 20.3 |
| その他 | 4.7 |
| 無職 | 29.9 |
| 計 | 100.0 |

(参 考)

○ 個別労働紛争解決制度

1. 総合労働相談員

572人(全国・平成13年10月現在)

| 職 業 別 | 割 合 [%] |
|-----------|---------|
| 人事労務実務経験者 | 32 |
| 社会保険労務士 | 29 |
| 行政経験者 | 29 |
| その他 | 10 |
| 計 | 100 |

2. 紛争調整委員会委員

174人(全国・平成13年10月現在)

| 職 業 別 | 割 合 [%] |
|-----------|---------|
| 弁護士 | 38 |
| 大学教授 | 38 |
| 行政経験者 | 9 |
| 社会保険労務士 | 7 |
| 人事労務実務経験者 | 3 |
| その他 | 5 |
| 計 | 100 |

○民事調停制度の運用状況

1. 基本統計表

表1 民事調停事件の件数

表2 民事調停事件の平均審理期間（既済事件）

— 全簡易裁判所 —

表3 調停事件数（事件の種類及び新受、既済、未済）

表4 調停未済事件数（審理期間別）

表5 調停既済事件数（事件の種類及び終局区分別）

表6 調停既済事件数（事件の種類及び審理期間別）

表7 調停既済事件数（終局区分及び調停期日の実施回数別）

表8 調停既済事件数（出頭代理人別）

— 全地方裁判所 —

表9 調停事件数（事件の種類及び新受、既済、未済）

表10 調停未済事件数（審理期間別）

表11 調停既済事件数（事件の種類及び終局区分別）

表12 調停既済事件数（事件の種類及び審理期間別）

表13 調停既済事件数（終局区分及び調停期日の実施回数別）

表14 調停既済事件数（出頭代理人別）

2. 平成13年度調停事件の概況（最高裁判所事務総局民事局他・法曹時報54巻11号）

第1表 調停等新受事件数

〔家事調停事件の概況を除く。〕

第2表 調停及び訴訟新受事件数の比較

第3表 調停既済事件数

第4表 調停既済事件数（終局区分別）

第5表 民事調停新受事件数

第6表 民事調停等新受事件数

第7表 民事調停新受事件数（事件の種類別）

第8表 債務の調整に関する調停事件新受事件数

第9表 申立による新受件数（簡裁／申立て方法別）

第10表 民事調停既済事件数（事件の種類及び終局区分別）

第11表 民事調停既済事件数（終局区分別）

第12表 民事調停既済事件数（審理期間別）

第13表 民事調停既済事件数（実施回数別）

第14表 民事調停既済事件数（事件の種類及び審理期間別）

第15表 民事調停既済事件数（事件の種類及び実施回数別）

第16表 調停に代わる決定事件数（事件の種類別）

第17表 調停前の措置発付事件数（事件の種類別）

第18表 民事執行手続の停止発付事件数（事件の種類別）

統計表1 平成13年全国裁判所調停事件数

2 平成13年各高等裁判所民事調停事件数

3 平成13年各地方裁判所民事調停事件数

4 平成13年各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数

3. 労働関係調停事件 新受件数及び処理結果（平成12年度新受事件／東京簡裁）
4. 東京地裁における民事調停事件の実情（横山匡輝・判例タイムス932号（平成9年））
5. 東京簡裁における民事調停事件の実情（太田豊・判例タイムス932号（平成9年））
6. 大阪地方裁判所における付調停事件への取組み（池田光宏ほか・判例タイムス1035号（平成12年））